

サービス付き高齢者向け住宅

ゆいま～る多摩平の森 弐番館

生活支援サービス提供
契約書

弐番館 号室

様

株式会社コミュニティネット

生活支援サービス提供契約書

（契約の締結）

第1条 株式会社コミュニティネット（以下、「甲」という。）及び入居者 _____（以下、「乙」という。）は、以下の条項により、ゆいま〜る多摩平の森弐番館（以下、「ハウス」という。）における生活支援サービス提供契約（以下、「本契約」という）を締結します。

（契約の期間）

第2条 契約期間は、サービス付き高齢者向け住宅「ゆいま〜る多摩平の森弐番館」終身建物質貸借契約に記載するものとします。

（遵守義務）

第3条 甲は、本契約及びその他の規定に基づきハウスの管理運営を行い、良好な環境の保持に努めるとともに乙に対する各種サービスを提供します。

2 乙は、本契約及びその他の規定を遵守し、良好な環境の保持に努めます。

（サービス提供内容）

第4条 甲は、乙に対し、乙が安全かつ安心して主体的に生活できる住まいの充実を図ることができるよう生活支援サービスを提供します。

2 甲が乙に提供するサービスには、サポート費内で提供する次に掲げる各種サポート（以下「サポート」という。）と、乙の希望により有料にて提供するサービス（以下「有料サービス」という）があります。それらの詳細は「ゆいま〜る多摩平の森弐番館」生活支援サービス提供重要事項説明書のとおりとします。有料にて提供するサービスの費用は別途徴収します。

（1）基準サポート

（ア）状況把握・緊急時対応

毎朝定刻に安否確認を行い、確認できない場合はお電話や訪問し声かけをします。

各住戸部分に設置の緊急通報装置により、通報があった場合迅速に駆けつけ、状況確認を行い、救急車の手配、かかりつけ医・協力医療機関・家族への連絡等の対応を必要に応じて行います。

（イ）生活相談

日常生活における心配事、困りごと等の相談を行います。

専門的な相談や助言のためにニーズに沿うよう専門家の方をマネジメントします。

（2）生活のサポート

家事全般に関するサービスや、生活全般に関するサポートを行います。

（3）食事のサポート

併設の食堂にて原則として、毎日2食（昼、夜）提供します。

予約は不要です。

体調不良時の配下膳をします。（※概ね一週間）

（4）健康管理のサポート

健康教室の開催・健康、病気への知識を深めるための講演会・教室を随時開催します。

協力医療機関を定め、適切な治療が受けられるように協力します。

(5) 治療へのサポート

通院付添や、入退院時の付添、入院中の必要な物のお届け、体調不良時の様子伺い等を行います。

(6) 介護のサポート

介護保険の申請手続きのサポート、介護事業所のサービス内容等が、入居者のニーズに沿うようマネジメントします。

(7) 災害時のサポート

災害時は安全適切な処置を実施致します。

(8) コミュニケーションサポート

生活や医療、介護など生活情報に関わる各種学びの機会創出、入居者同士や地域との交流となるイベントをサポートします。

(9) 地域コミュニティサポート

地域プロデューサーによる地域情報の発信と地域との交流を広げ、深まるようなイベントの企画をサポートします。

(費用の支払)

第5条 乙は、サービスを受ける対価としてサポート費及び有料サービス費用を支払うものとします。

サポート費は一人入居の場合、月額金49,400円、二人入居の場合、月額金79,900円です。(消費税込)

2 費用の支払は、本契約の契約の始期(入居予定日)となります。

3 費用の支払方法は、乙が指定する金融機関の口座より、自動引落としにて支払うものとします。ゆうちょ銀行の場合は当月分を当月28日、その他金融機関の場合は当月分を当月27日となります。(金融機関が休業日の場合は翌営業日)

4 サポート費等の支払いは、毎月当月分を当月15日に請求させていただきます。但し、契約日が月の途中である場合は、1ヶ月30日の日割り計算となります(円未満四捨五入)。

5 有料サービス費用については、毎月末日締め切り分を翌月15日に請求させていただきます。

(費用の改定)

第6条 甲は、サポート費及び有料サービス費用その他利用料について、毎年12月に見直しを行い、ハウスが所在する地域の消費者物価指数、人件費、又は租税公課等に変動があつて必要と認めるときは、乙にその理由を明示して、これらを改定することができます。

2 前項の費用の改定に際しては、甲は事前に「ゆいま〜る多摩平の森武番館」管理規程に定める運営懇談会に諮り、入居者の意見を参考とし、検討した上で実施します。

(契約の解除)

第7条 甲がサービス付き高齢者向け住宅「ゆいま〜る多摩平の森武番館」終身建物質貸借契約を解除する場合、本契約も解除となります。

(乙からの解約)

第8条 乙がサービス付き高齢者向け住宅「ゆいま〜る多摩平の森武番館」の終身建物質貸借契約を解約する場合、本契約も解約となります。

(立入)

第9条 甲は、本契約に基づくサービスを提供するために特に必要があるときは、予め乙の承諾を得て、乙の住戸内に立ち入ることができるものとします。

(苦情処理)

第10条 乙は、甲が提供するサービスに関して、いつでも苦情を申し立てることができるものとします。

2 甲は、前項による苦情受付の手続き等について管理規程等で定め、乙からの苦情等の適切な解決に努めます。

3 甲は、乙から苦情申し立てに対応する責任者をあらかじめ定め、乙からの苦情申し立てに迅速かつ誠実に対応するものとします。

4 甲は、乙が苦情申し立て等を行ったことを理由に何らの不利益な取り扱いをすることはありません。

(賠償責任)

第11条 本契約に基づくサービスの提供にあたって、万一、事故が発生し乙の生命・身体・財産に損害が発生し、または発生の恐れが生じた場合、甲は直ちに必要な措置を講ずるとともに、速やかに乙に生じた損害を賠償します。ただし、不可抗力による場合はこの限りでなく、乙側に故意又は重大な過失がある場合には、賠償額を減じもしくは賠償しないことがあります。

2 甲は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置等について記録します。

(秘密保持)

第12条 甲は、業務上で知り得た乙及びその家族に関する秘密並びに個人情報については、個人情報保護法を遵守してその保護に努め、契約中及び契約終了後も第三者に漏らすことはありません。ただし、乙の生命身体等に危険があるときなど正当な理由がある場合又は乙の事前の同意がある場合はその限りではありません。

(連帯保証)

第13条 保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとします。

2 前項の保証人は、本契約に基づく乙の甲に対する債務について、乙と連帯して履行の責めを負います。

3 前項の保証人の負担は、記名押印欄に記載する極度額を限度とします。

4 保証人が負担する債務の元本は、乙又は保証人が死亡したときに、確定するものとします。

5 保証人の請求があったときは、甲は、保証人に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

(協議)

第14条 甲及び乙は、本契約に定めのない事項及び本契約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決する

ものとしします。

(契約対象)

第 15 条 本契約は、生活支援サービス提供に関する契約であり、入居者が利用する介護保険サービスの契約及び終身建物賃貸借契約は、別に契約するものとしします。

(重要事項説明確認)

第 16 条 本契約の締結にあたり、甲は乙に対し、別に作成する「ゆいま〜る多摩平の森 式番館」生活支援サービス提供重要事項説明書に基づき重要な事項の説明を行い、乙はその内容を了承したものとします。

(合意管轄)

第 17 条 本契約に関する紛争が生じた場合は、甲の本店所在地の地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

上記のとおり本契約を締結したことを証するため、本書を2通作成し、甲、乙及び保証人は、記名押印の上、甲乙が各1通を保有します。

ゆいま〜る多摩平の森は「100 年コミュニティ※」の理念に基づき、地域社会の中にみずみずしい人間関係を生み出すことを目指しています。本契約書はゆいま〜る多摩平の森の理念である「100 年コミュニティ」の考え方に基づいて運営されることを目的としております。

※「100 年コミュニティ」は子どもから高齢者まで、さまざまな価値観を持つ人たちが、世代や立場を超え、互いに尊重しながら、ともに支え合う仕組みのある「まち」づくりです。

以下余白

____年（令和 ____ 年） ____ 月 ____ 日

甲 住所 東京都多摩市中沢二丁目5番3号
株式会社コミュニティネット
代表取締役 有村 秀幸 印

乙 住所

(乙1)

氏名 _____ 印

(乙2)

氏名 _____ 印

(保証人1)

住所

氏名 _____ 印

極度額 _____ 円 (月額サポート費の24ヶ月分)

(保証人2)

住所

氏名 _____ 印

極度額 _____ 円 (月額サポート費の24ヶ月分)

